

『令和2年度 図解 税制改正のポイント』

政省令・通達等による追加情報 臨時特例法・改正地方税法概要 正誤表

○政省令・通達等による追加情報（令和2年4月22日現在）

令和2年度税制改正の関連政省令や通達等が公表され、令和2年度税制改正の詳細が明らかとなりました。そこで、追加情報を下記のとおり整理しましたので、ご活用ください。

□ 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例の創設

【13頁】 国外中古建物の償却費に相当する部分の金額等

他の所得との損益通算ができなくなる国外中古建物の償却費に相当する部分の金額については、国外中古建物ごとに計算することとされている。また、その金額の計算が明らかにされた。また、他の国外不動産の貸付けによる不動産所得がある場合などについても明らかにされている（租税特別措置法施行令26の6の3）。

（1）国外中古建物の償却費に相当する部分の金額

①国外中古建物の償却費の額>国外中古建物の貸付けによる損失の金額の場合

国外中古建物の貸付けによる損失の金額

②国外中古建物の償却費の額≤国外中古建物の貸付けによる損失の金額の場合

国外中古建物の償却費の額

（2）他の国外不動産等の貸付けによる不動産所得がある場合のなかったものとされる損失の額

（1）の金額の合計額－（Ⓐ－Ⓑ）

注 Ⓐ：他の国外不動産等の貸付けによる不動産所得の金額

Ⓑ：（1）②の場合の（損失の金額－償却費の額）の合計額

Ⓐ－Ⓑ<0となる場合には、Ⓐ－Ⓑはゼロとする。

（※）（1）・（2）の金額の計算上、複数の不動産に共通する経費については、収入金額等の基準により配分する。

政省令・通達等による追加情報、臨時特例法・改正地方税法概要、正誤表

(3) 国外中古建物の譲渡所得計算時に取得費から控除されない金額

各年分の次の算式により計算された金額の合計額

$$\frac{\text{その年分のなかったものと} \times \text{その年分のその国外中古建物の(1)の金額}}{\text{された損失の金額} \quad \text{その年分(1)の金額の合計額}}$$

□ 居住用賃貸建物の取得等の仕入税額控除の見直し

【55 頁】 住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物の範囲

仕入税額控除の対象となる住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物の範囲について、通達で例示された。例示されたものは次のとおりとなっている（消費税法基本通達 11-7-1）。

- (1) 建物の全てが店舗等の事業用施設である建物など、建物の設備等の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物
- (2) 旅館又はホテルなど、旅館業に係る施設の貸付けの用に供することができる建物
- (3) 棚卸資産として取得した建物であって、所有している間、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかなもの

□ 子会社配当と譲渡の併用スキームへの対応措置

【60 頁】 適用時期

子会社配当と譲渡の併用スキームへの対応措置は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度において受ける対象配当等の額について適用する（改正法人税法施行令附則5）。

政省令・通達等による追加情報、臨時特例法・改正地方税法概要、正誤表

○新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、令和2年4月30日に、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（臨時特例法）が成立し、同日に公布、施行されました。また、あわせて地方税法の改正もなされました。下表のとおり概要をまとめましたので、ご活用ください。また、過年度の「図解 税制改正のポイント」で紹介している税制の拡充措置等については、該当する年度及びページ数をあわせて記載しております。

1. 納税猶予制度の特例（印紙税等の一部の税目を除く国税及び地方税）

概要	○無担保、延滞税なしで1年間猶予。 ○令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税・地方税について適用。 ○印紙税等一部の税目を除くすべての税目が対象。
要件等	○令和2年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において、前年同期と比べて概ね20%以上の減収。 ○一時の納税が困難（向こう半年間の事業資金を考慮）と認められる場合に適用。

2. 欠損金の繰戻還付制度不適用措置の特例（法人税）

概要	○令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了した事業年度において生じた欠損金について、資本金10億円以下の法人についても欠損金の繰戻還付が可能に。
要件等	○資本金10億円超の法人による完全支配関係のある法人については除かる。

3. 中小企業経営強化税制の拡充（法人税・所得税）

概要	○対象設備にテレワーク等のための設備（遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備）を追加。 (平成31年度P48の拡充)
要件等	○中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けること。（既存制度と同様）

政省令・通達等による追加情報、臨時特例法・改正地方税法概要、正誤表

4. 固定資産税の軽減（固定資産税・都市計画税）	
概要	○令和3年度の課税分に限定し、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税を売上の減少幅に応じて減額。
要件等	○令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高で判定。 <ul style="list-style-type: none">・30%以上50%未満の減少：2分の1減額・50%以上の減少：全額減額 ○令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等の確認を受けて各市町村に申告。（虚偽記載は罰則有）
5. 固定資産税の特例措置の拡充・延長（固定資産税）	
概要	○対象資産に、事業用家屋と構築物を追加。 ○令和5年3月31日まで2年延長。 （平成30年度P80の拡充・延長）
要件等	○構築物 単品120万円以上、販売開始時期14年以内、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のものであること。 ○事業用家屋 単品120万円以上、取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたものであること。
6. 寄附金控除（所得税・住民税）	
概要	○文化芸術・スポーツに係る一定のイベントの入場料等について、観客等が払戻請求権（最大20万円）を放棄した場合に所得控除又は税額控除の対象とする。 ○住んでいる県や市などの条例指定を受けていれば、住民税についても税額控除の対象となる。
要件等	<寄附金控除までの流れ> ①主催者が文化庁・スポーツ庁に申請。 ②文化庁等が対象イベントを指定、主催者に証明書を交付。HPで公表。 ③主催者が払戻請求権を放棄した者に対して②の証明書のコピー及び払戻請求権放棄証明書を交付。 ④放棄をした者が確定申告書に③の書類を添付して申告。

政省令・通達等による追加情報、臨時特例法・改正地方税法概要、正誤表

7. 住宅ローン控除①（所得税・住民税）	
概要	○令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、控除期間が13年に延長された住宅ローン控除の適用が可能。（平成31年度P7の要件の変更）
要件等	○新型コロナウイルスの影響によって住宅への入居が遅れたこと。 ○注文住宅を新築する場合には令和2年9月末まで、その他の場合には令和2年11月末までに、新築、取得、増改築等に係る契約を行っていること。 ○令和3年12月末までに入居していること。
8. 住宅ローン控除②（所得税・住民税）	
概要	○中古住宅の取得の日から入居までに6か月超の期間が経過した場合でも、特定増改築等の場合の住宅ローン控除の適用が可能。
要件等	○取得した中古住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルスの影響によって、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと。 ○増改築等の契約が中古住宅の取得の日から5か月後又は特例法施行日の2か月後のいずれか遅い日までに行われていること。 ○増改築等の終了後6か月以内に入居していること。
9. 課税事業者選択・選択不適用の特例（消費税）	
概要	○免税事業者が課税期間の中途において課税事業者となることが可能。この場合、基準期間の課税売上高が1000万円以下であれば、翌課税期間に免税事業者になることが可能。 ○課税事業者（基準期間の課税売上高が1000万円以下）が課税期間の中途において免税事業者となることが可能。なお、課税事業者選択2期目、調整対象固定資産の課税仕入・高額特定資産の課税仕入等により強制本則課税の事業年度においても免税事業者となることが可能。
要件等	○令和2年4月30日以後に申告期限が到来する課税期間であること。 ○一定期間（1か月以上）における売上が前年同期比概ね50%以上減少。 ○申告期限までに申請書を提出。

政省令・通達等による追加情報、臨時特例法・改正地方税法概要、正誤表

10. 特別貸付に係る消費貸借契約書の印紙税	
概要	○非課税（遡及して還付可能）
要件等	○新型コロナウイルスにより経営に影響を受けた事業者に対して行う特別な貸付けに係る契約書であること。
11. 自動車税・軽自動車税環境性能割の軽減措置	
概要	○1%分軽減する措置について、適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象に。（平成31年度 P66 の適用期限の変更）
要件等	特になし
12. 耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例の要件緩和	
概要	○耐震基準不適合既存住宅について、取得の日から6か月以内に耐震改修を行い、耐震基準に適合することにつき証明を受け、かつ、入居した場合に一定の減額をする制度（既存制度）の入居要件を緩和。
要件等	○新型コロナウイルスの影響によって耐震改修した住宅に入居する日が、取得の日から6か月経過後。 ○耐震改修に係る工事の請負契約を、住宅の取得の日から5か月を経過する日又は法律の施行日から2か月を経過する日のいずれか遅い日までに締結。 ○工事の終了後6月以内に入居。 ○令和4年3月31日入居分までの特例措置。

政省令・通達等による追加情報、臨時特例法・改正地方税法概要、正誤表

正 誤 表

本書の内容に誤りがございました。ここに謹んでお詫び申し上げます。

お手数をお掛けしますが、下記のとおりご訂正のうえ、ご利用賜りますようお願い申し上げます。

該当頁	誤	正
7 頁	「チェック」の囲み内 3 行目 「確認事務を行う者がクラウドファンディング等を通じて投資される法人まで範囲が拡大された。」	「特定中小会社の範囲がクラウドファンディング等を通じて投資される法人まで拡大された。」
13 頁	<改正前> <改正後> 	
34 頁	「ポイント」8行目の条文番号 「措法 10 の 5 の 4」	「措法 10 の 5 の 4 の 2」

以 上